

税制調査会（第11回総会）議事録

日 時：平成29年9月26日（火）10時00分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○中里会長

それでは、時間となりましたので、ただいまから第11回税制調査会を開会します。

本日の議題に入る前に特別委員の交代がありましたので、御報告いたします。これまで特別委員を務めていただいております上西左大信特別委員が辞任され、これに伴い、本日付で税理士の神津信一先生が新たに特別委員に任命されました。

神津特別委員から一言頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○神津（信）特別委員

ただいま御紹介賜りました、税理士の神津でございます。

今日から特別委員ということで末席に加えさせていただきますが、税の専門家としていろいろと発言したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中里会長

どうかよろしくお願いいたします。

さて、前回6月の税制調査会の開催から少し時間が開いたということもありまして、これまでの議論を少し振り返ってみたいと思います。

この税調におきましては、委員の皆様の御意見を受け、グローバル化やICT化、さらには商品・サービスの多様化を背景に、納税実務・行政を取り巻く環境が大きく変化してきている中で、どのような制度的対応が考えられるかという点について検討してまいりました。

その議論の中では、税の申告・申請等の手続については、さらにデジタル化を推進する方向で見直していくべきであるという意見、あるいは経済活動のICT化・多様化、決済手段の多様化を踏まえて、ここが重要なところですが、納税者利便の向上と制度の信頼性の確保、この2つについても考えていくべきではないかといった御意見をこれまで頂戴してまいりました。

その後、今年の4月から5月にかけて、7カ国の海外調査を行い、前回の総会でアメリカ、カナダ、イギリス、フランス、エストニア、スウェーデン、韓国を対象にした海外調査の報告をしました。

前回の総会の最後に私から、納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について、先ほど申し上げたような海外調査で得た知見も参考にしながら、納税者利便の向上と税制の信頼性の確保の両方の向上に向けて、税務手続のさらなるICT化・簡素化の推進、そのための基礎となる税務上の情報の流れやその処理のあり方などについて、幅広く中長期的な視点から議論を行っていきたい旨を皆様にお諮りし、御了承を得たところです。

本日は、それを受けての1回目ということで、冒頭に事務局から納税実務等を巡る近年の環境変化について、「経済活動のICT化・働き方の多様化等」の変化を中心に、総論的な資料を用意していただきましたので、経済社会の構造変化の概要をおさらいする意味も含め、御説明を頂戴しようと思います。

その後、今後の議論の前提となる税務行政の現状を押さえておくため、納税実務に携わっている国税庁及び総務省自治税務局から、「税務行政の現状と将来像」及び「地方税務行政の現状」という題で、さらに説明を頂戴しようと思っています。

委員の皆様方からは、今申し上げました事務方からの3つの説明が全て終わりました後に、まとめて御質問や御意見を賜りたいと思いますので、その点どうかよろしくお願ひします。

また、本日はそれらに加え、大変お忙しい中申し訳なかったのですが、内閣官房の番号制度推進室から向井室長にお越しをいただいておりますので、向井室長から「マイナンバー制度等の状況」についても御説明を頂戴したいと思っています。

なお、本日の会議ですが、前回に引き続きペーパーレス会議とさせていただきますので、御理解と御協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、大変申し訳ありませんが、ここでカメラの皆様は御退室をよろしくお願ひします。

(カメラ退室)

○中里会長

それでは、早速議題に入りたいと思います。

本日欠席の神津里季生特別委員から意見書が提出されていますので、他の資料と同様に皆様のデスクトップ上に格納しています。適宜、御参照ください。

それでは、最初に事務局から、「経済活動のICT化・働き方の多様化等」を中心に経済社会の構造変化等についての御説明をお願いします。

主税局吉沢調査課長、よろしくお願ひします。

○吉沢主税局調査課長

総11-1という資料に基づいて御説明をさせていただきます。

まず1ページですが、こちらは前回6月の政府税調の場でお配りした資料ですが、近年の納税実務等を巡る環境変化につきまして、現状認識と問題意識を整理したものです。

現状認識としまして、経済活動におけるICTの利用が拡大しまして、それに伴って経済活動や決済手段の多様化・グローバル化も進展しつつある。こうした中で税務行政におきましても納税者利便の向上、適正公平な課税の実現のために様々な制度的な対応を行ってきました。例えば電子申告の導入ですとか、書類の電子保存化、国外財産の報告の仕組みなどを行ってきました。

これに対して、こうした変化は今後も進展していくと見込まれますので、実務当事

者のニーズを踏まえながら、あるいは諸外国の先進的な取組みも参考にしながら対応を考えていく必要があるのではないかと。特に1つは納税者利便の向上、適正公平な課税の実現の観点からも税務関係の情報の流れや処理を合理化し、税務手続の簡素化あるいは税務行政の高度化・効率化を図ること。もう一つは適正公平な課税を実現していくために、税務当局が必要な情報を収集できるような制度的な対応を行っていく必要があるのではないかと、という問題意識を整理しました。

2ページ目は委員の皆様へ海外調査に行ってください、報告いただいた内容を整理したものです。表の左側に納税者利便の向上に向けた取組例を整理しています。例えば、エストニア、スウェーデン、カナダ、フランスといった総合課税の国が中心ですが、記入済み申告書や、原則スマートフォンで申告が可能となるというような取組みを進めてきています。一方で韓国やイギリスのような年末調整の制度がある国では、年末調整手続の改善といった取組みを行ってきています。

右側の欄が新しい経済への対応を含めた制度の信頼性向上に向けた取組例です。例えば、スウェーデンなどでは現金取引を行う事業者は、政府が認証したレジしか使ってはいけないとか、韓国ですと支払調書が課税当局に集約される。アメリカは多様な法定調書を集めることとしています。フランスなどではシェアリングエコノミーのプラットフォーム事業者が、利用者間の取引情報を課税当局に報告するような仕組みを導入しているといった例もありました。詳しくは表を御覧いただければと思います。

続きまして3ページ目以降、経済活動におけるICT化の現状を整理したものです。4ページは情報通信端末の世帯保有率の推移というグラフです。黄色のグラフが携帯電話、青のグラフがパソコンですが、2000年代からこういった2つのものを中心にICT化が進んでいまして、近年ではこれらの2つの利用率は若干下がってきています。逆にスマートフォンのようなタブレット型の端末が急速に普及してきているという現状が見てとれるかと思えます。

続きまして5ページ、電子商取引の市場規模の推移を整理したものです。左側がB to B市場、企業間取引の推移です。右側がB to Cの市場規模、企業と一般消費者の取引です。いずれも年を追うごとに利用率が増えている、活発になってきているという状況が見てとれるかと思えます。

続きまして6ページ、インターネット取引の際の決済方法及びクレジットカード等の決済の広がりを見たものです。左側のグラフがインターネット取引の際の主な決済方法です。青の棒グラフが2005年末の状況を示したのですが、この当時はクレジットカード払いよりも比較的代金引換ですとか、あるいはATMでの支払いが多いという状況でしたが、2015年末になりますとクレジットカード払いが圧倒的に大きくなっていくという状況が見てとれるかと思えます。

右側のグラフは、クレジットカード等の決済額と家計最終消費支出に対する割合を見たものですが、インターネット取引に限らずクレジットカードによる決済が近年、

急速に増えている状況が見てとれるかと思えます。

続きまして7ページ、企業活動におけるICT化の状況を整理したものです。こちら企業の活動の類型ごとにITの導入状況を見たグラフです。全般的にICT化は企業活動において進んでいるという状況ですが、左側2つ「財務・会計」あるいは「人事・給与管理」といった分野では、特にITの導入率が高いという状況が見てとれるかと思えます。

続きまして8ページ、「生産」ですとか「生産管理」、「物流」、「販売」といった分野では緑の帯グラフになっていますが、比較的自社で開発したシステムを用いてIT化している企業が多い状況です。下の2つの「人事・給与管理」、「財務・会計」といった分野では、特にパッケージソフトを通じてのIT化が進んでいるという状況が見てとれます。

続きまして10ページ、最近の働き方の現状について整理をしたものです。

これらは雇用者数の推移を見たものです。赤の折れ線グラフが非正規の割合ですが、1984年以降、一貫して増えてきています。特に2006年と2016年を比較した場合に、非正規雇用の従業員がおよそ345万人ほど増えていますが、この内訳を要因分析したものが右側の棒グラフになっています。非正規雇用者の増加のほとんどは60歳以上の男女および59歳以下の女性であるという状況です。

11ページが、働き方の多様化について自営業主の中の割合を見たものですが、下の方の農林漁業従事者や小売店主などのいわゆる伝統的な自営業といったものの割合は減少しており、一方で建築事業者やSE、保険代理人・外交員などの雇用従属性の高い、いわゆる労働者に近いような雇用的自営と言われる方々の割合が増加してきているという現状があります。

続きまして12ページ、この背景にあるものとして、いわゆるシェアリングエコノミーと言う、例えばスキル、空間、モノ、移動、お金などをシェアする形での事業が普及しているとか、発注者がインターネット上で業務の発注を行い、そのプラットフォームに登録している方々がこの発注された業務を受注するというような形の、いわゆるクラウドソーシングというものが広がってきていまして、資料にありますホームページの作成や翻訳、データ入力といった作業について、こういった形態の事業が急速に広がっているということです。これらにより、サラリーマンによる副業、兼業など、雇用契約ではなく請負契約に基づく働き方などが増加してきているという実情があります。

13ページですが、こちらはシェアリングエコノミーの市場規模を推計したものです。こちらは総務省さんの情報通信白書からの資料です。左側が全世界における市場規模を推定したもので、2013年には150億ドル程度だったものが、2025年には3,350億ドルに達するという試算があります。

右側が日本国内の市場規模の推移と予測ですが、2015年には285億円程度の市場規模だったものが、2020年には600億円程度に拡大するという予測が示されています。

続きまして14ページ、こちらは在宅ワーカーと申しまして、パソコンやインターネットなどの情報通信技術を活用しまして、請負契約に基づいて在宅で仕事をする者という統計があります。こういった方々が2013年度の推計では約126.4万人おられるということですが、一方で右側のグラフは副業を希望している者という統計が別途ありまして、こちらによると2012年の統計ですが、希望する方が367万人超おられるということです。潜在的にはこういった形で仕事を希望される方は今後も増えていく可能性があるという統計です。

15ページの資料は、こういった方々が在宅ワークを始めた理由の統計があります。最も多いのが「都合のいい時期、時間に働けるため」、次に「スキルや趣味をいかした仕事をしたいため」、その他にも「家事、育児、介護等のために外に出て働けないから」という方も一定程度おります。

こうしたことを背景にして、政府では今年3月に働き方改革実行計画を取りまとめていまして、その中で柔軟な働き方がしやすい環境整備をしていくという方針が示されています。例えば、非雇用型テレワークのガイドラインの刷新と働き手への支援、あるいは副業・兼業の推進に向けたガイドラインや改定版モデル就業規則の策定をするといった取組みにより、柔軟な働き方がしやすい環境を整備するという方針が示されていますので、こういったことも背景に柔軟な働き方が進んでいくという状況を前提に、こういった形で納税環境整備を進めていくかということをお議論いただきたいということでございます。

私からは以上です。

○中里会長

ありがとうございました。

それでは、引き続き御説明を頂戴したいと思います。国税庁、総務省自治税務局の順にお願いしたいと思います。

まずは国税庁の吉井総務課長、よろしくお願ひいたします。

○吉井国税庁総務課長

総11-2という資料をお開きください。国税庁の「税務行政の現状と将来像」という資料です。右下のページ番号に従って御説明を申し上げます。

1ページでは国税庁の任務と使命を書いております。こちらにありますとおり、国税庁の任務は「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」、「酒類業の健全な発達」、「税理士業務の適正な運営の確保」です。また、国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」とこととされております。したがって、私ども納税者利便の向上は大変重要な課題だと思っております。

この国税庁の使命を果たしていくためには、そういう意味での納税環境の整備と適正かつ公平な税務行政の推進が2本柱となっているところです。

納税環境の整備では、近年ではICTを活用した利便性の高い申告納付手段の普及・充

実に努めるとともに、マイナンバー制度の導入など新しい動きに応じて、納税者の皆様方からの質問や相談に迅速かつ的確に対応していくことが重要であると考えております。

次の柱の適正かつ公平な税務行政の推進では、適正な申告を行った納税者が不公平感を抱かないよう、悪質な納税者には厳正な姿勢で臨むことが求められているところです。租税回避行為への対応など、経済社会状況の変化に応じて、国際的な事案にも取り組んでいくことが求められていると考えます。

2 ページは国税庁の機構ですので、本日は説明を割愛いたします。

次に、税務行政の現状ということで、資料の3 ページをお開きください。こちらは国税庁の定員と申告件数等についてです。平成の初めと現状とを比べたものです。定員については、途中さまざまな増減はありますが、元年と比べ2.4パーセントの増加となっています。一方、所得税の申告件数は平成元年と比べ27.8パーセントの増。法人の数は平成元年と比べ29.5パーセントの増加となっています。

この3つの指標を比較しただけで全て言い切れる訳ではありませんが、国税当局の業務量、特に調査、徴収といった外部事務に要する事務量と国税当局のマンパワーには今、ギャップが生じてきていると私どもとしては受けとめているところです。このギャップをどう埋めていくかということが一つの課題だと思っています。また、先ほど申し上げましたように、同時に納税者利便の向上も図っていかねばならないと考えています。

国税組織としては、こうした問題意識のもと、以下に申し述べるような様々な施策に取り組んできているところです。

まず、現在取り組んでいる施策について御紹介したいと思います。マイナンバーの関係です。資料の4 ページをお開きいただければと思います。マイナンバー制度における税務行政の利活用の考え方です。

マイナンバー制度については、平成27年10月からマイナンバー及び法人番号の通知が行われ、同28年1月から国税分野において番号の利用が開始されています。マイナンバー制度開始に伴い、申告書や法定調書等の税務関係書類にはマイナンバー及び法人番号を記載することとなりました。国税庁においては、これまで氏名、住所等から資料情報を管理してきたところですが、番号を用いることにより法定調書の名寄せや申告書の突合がより効率的かつ正確に行えるようになり、所得把握の効率化、適正化が期待できると考えています。引き続き番号の効率的・効果的な利活用を通じて、より適正・公平な賦課及び徴収の実現が図られるよう検討を進めてまいりたいと考えています。

次に5 ページ、マイナンバーの利用を契機とした納税者利便の向上策です。所得税の住宅ローン控除等の申告手続では、従来、住民票の添付が必要でしたが、平成28年分の申告から住民票の添付を不要とさせていただいているところです。また、この資

料にはありませんが、マイナンバー制度直撃というわけではないのですが、源泉徴収義務者が国と地方にそれぞれ提出する義務がある給与、年金の源泉徴収票や支払報告書につきましても、電子的に提出を一元化するという取組みも行っていきます。

次に6ページ、法人番号についてです。

法人番号については、国税庁長官が指定等の業務を行っており、その利用範囲は個人番号とは異なり、広く一般に公表され、官民間問わず自由に利活用できる制度、番号です。法人番号を利活用することにより、利用者入力 of 簡素化や行政機関における事務の効率化が図られるほか、国民に対する企業情報の提供ですとか、民間における取引先情報の効率的な管理も可能になるものと期待しています。例えば、差し当たり輸出入申告書等の輸出入者符号に法人番号を利用することですとか、発番機関コードを国税庁としても取得するとか、利活用がなるべく進むような取組みを国税庁としても進めているところです。

以上、国税組織の現在の取組みを簡単に申し上げましたが、7ページで中長期的にどのように考えていきたいのかという考え方をまとめたペーパーがあります。上段の税務行政の現状にありますとおり、国税庁の任務、使命を果たしていくため納税者利便の向上、効率的・効果的な事務運営は大変大事ですが、一方で定員が減少傾向にあるということ、経済取引の国際化、ICT化が進んできているということで、調査事務、徴収事務、私ども外部事務と称していますが、それが複雑・困難化しているという状況です。こうした現状にあり、ICTやマイナンバーの活用を通じて、より一層の納税者の利便性を高めていく。それから、内部事務をICTを使って効率化していき、外部事務量を確保していく。その際にICTを活用しながら効率化、高度化も図っていくというのが大変重要な中長期的な課題であると思っています。

こうした問題意識のもと、本年6月に私どもとしては中長期的な課題への取組みの方向性等を「税務行政の将来像」として取りまとめ、公表いたしました。この場をお借りして紹介させていただければと思います。

資料の8ページをお開きください。まずグリーンの検討の目的にあります。納税者の皆様の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくためには、税務行政の透明性の観点から我々として目指すべき将来像を明らかにし、それに向けて着実に取り組んでいくことが大変重要であると考えています。

それから、最下段に記載していますが、この将来像の位置付けとしましては、今、申し上げたことに加え、AI技術、ICTの技術がさらなる進展をしていく。私どもの情報システムも片や高度化を図っていかなければならない。外部機関の協力なども前提になることから、現時点で考えられるおおむね10年後の税務行政のイメージをお示ししているものです。

9ページをお開きください。私どもがこうした検討をした背景について御説明申し上げたいと思います。説明が重複してしまう部分も多々あるかと思いますが、お許

しいただければと思います。

まず資料上段の青色のところにありますとおり、税務行政を取り巻く環境が大きく変わっていると私ども認識しております。1点目はAIも含め、ICTやデータ活用の技術が著しく進展しているという状況にあります。

2点目は、先ほども御説明を申し上げましたが、マイナンバー制度が導入されました。それから、マイナポータルの本格運用が予定されています。

3点目は、個人投資家の海外投資や企業の海外取引が増加するなど、経済社会のグローバル化が進展していることです。

4点目は、厳しい行財政事情から国税職員の定員が減少傾向にある一方で、所得税の申告件数や法人数は増大しているということです。

5点目は、そうした中、国際的な租税回避事案への対応や富裕層に対する適正課税の確保、大口・悪質事案への対応のため、このような分野にマンパワーを重点的に投入していく必要があるということです。

こうした様々な環境の変化に対応していくため、ICTやマイナンバーを積極的に活用することにより、「納税者利便の向上」と「課税・徴収事務の効率化・高度化」を二本柱として、「税務行政の将来像」として取りまとめさせていただきました。

具体的な中身を紹介させていただきますと、資料の10ページですが、まず柱立ての1本目である「納税者の利便性の向上」に向けた取組みです。ICT、AIを使った、以下のような取組が考えられます。

1つ目は、カスタマイズされた情報の発信です。これまでも国税庁のホームページ、あるいは各種説明会を実施しているほか、今でもe-Taxを利用している納税者の方には、メッセージボックスへの情報発信等を行ってまいりましたが、より納税者の皆様のニーズに合った情報を、マイナポータルなどを通じタイムリーに発信していくことを検討してまいりたいと考えています。

2つ目の柱は、税務相談の自動化です。今でも税に関する一般的な質問や相談については、電話相談センターで集中的に対応させていただいていますが、メールやチャットをはじめとした多様な相談チャネルの実現のほか、将来的にはAIを活用して相談内容を分析し、最適な回答を自動表示していくことも検討してまいりたいということです。

3つ目の取組みは、申告納付のデジタル化の推進です。これまでもe-Taxの利便性向上をまず図るということで、添付書類のイメージデータによる受付ですとか、スマートフォンで利用可能な手続も徐々に拡大を進めてきたところですが、今後はさらに、例えば、生命保険料データや、医療費の通知データをマイナポータルに表示させることによる手続の電子化や添付書類の削減等、電子的提出のワンストップ化の推進に地方自治体と連携しながら取り組んでまいりたいと考えています。

納付についてもこちらにありますとおり、電子納税等を推進してまいりたいという

ことで、e-Taxの電子手続を用いますと、いわゆる振替納税の手続が可能になります。これをダイレクト納付と申していますが、これを複数口座から利用できるような取組みも考えているところです。こうした取組みを推進してまいりまして、税務署に出向かないで申告から納付までの手続を抜本的にデジタル化して、スムーズかつスピーディーに終了していくような手続を構築していきたいと考えています。

続きまして資料の11ページです。「課税・徴収の効率化・高度化」という2つ目の柱に向けた取組です。1つ目は申告内容の自動チェックです。申告内容と財産所有情報等をシステム上で自動的にチェックしていきますと、申告漏れが自動的に把握できるとか、不動産取引事例なども各種情報が自動的に収集できるようになると、路線価等が自動的に評定できるとか、申告財産の評価額との自動チェックが可能になるということです。

2つ目の大きな柱は、軽微な誤りのオフサイト処理です。現場に臨場しないで納税者に手紙や電子メール等を中心とした接触を図っていくということですが、軽微な申告の誤りの場合には電子的な手段を活用して、納税者に対して自動的に是正の依頼が行えるようにします。あるいは電話などで直接是正を依頼するケースについても、コールセンターを利用してオペレーターが集中的に実施し、そのセンターについてもAIを活用して機能を効率的・効果的にしていきたいということです。

3つ目ですが、調査・徴収でのAIの活用です。将来的にはAIを活用したシステムにより、調査事案の選定においてもより精緻な調査必要度の判定を行う。あるいは徴収事案においても納付能力の判定ですとか、優先着手事案の選定を行えるようにすることなどを考えています。

これらの取組みにより、いわゆる外部事務、課税徴収の事務の効率化・高度化も進めつつ、限られたマンパワーも活用しながら、国際的な租税回避への対応等の重点課題に的確に取り組み、将来にわたっても適正・公平な課税・徴収の実現を図ってまいりたいと考えています。

国税庁からの説明は以上です。

○中里会長

ありがとうございました。

それでは、続いて総務省自治税務局の川窪企画課長、よろしくお願いいたします。

○川窪自治税務局企画課長

総11-3という資料で御説明いたします。

1ページ、こちらはまず地方税の税目にどのような税目があるかということについての説明資料です。

この場合、税収の推移等を御説明する際には、金額のことを御説明することが多いのですが、今日は納税手続のお話ということですので、この資料を御覧いただきながらポイントとしましては、地方の法人二税という青い色の部分があります。こちらに

についてはそれぞれ事務所、事業所、本店とか支店とか工場が所在しているところに申告納税をしていただく税目です。それから、地方消費税、黄色です。こちらについては国税、国の消費税と合わせまして税関や国の税務署に納めていただいている税目です。それ以外の税目については個人住民税や固定資産税、自動車税など、いわゆる賦課課税で課税をしている税目が多いというのが地方税の税目の特徴です。

その件については次の2ページですが、地方税全体の課税件数のうち、件数で見ますと9割以上が賦課課税方式によって課税をされています。賦課課税は課税団体であります地方団体が納税通知書と申しまして、税額を決定してあなたの自動車の税はこの金額、年額2万9,500円ですというような通知を行い、あわせてそこに同封します納付書を用いて納めていただくというのが基本パターンである課税方式です。この賦課課税が多いというのが大きな特徴となっています。

また、その賦課課税の場合に普通徴収または特別徴収というものを下半分に書いています。普通徴収は今、私が申し上げました自動車税あるいは固定資産税などのように、個々の納税者の方に直接、納税通知書という、いわば請求書と納付書をお届けするというやり方です。

一方、特別徴収は個人住民税ですが、天引きという意味では国税の源泉徴収と同じように、給与の支払者が給与を支払う際に天引きするという意味が一つあります。あわせて地方税の個人住民税の特別徴収においては、その金額を市役所側から毎年5月頃ですけれども、通知をいたしまして、このAさんという方の給料から毎月この金額ずつを天引きしてくださいという通知を、市役所側から特別徴収義務者である企業なり経営者の方に向かってお送りをするという意味で、いわば賦課型の天引きであるというのが個人住民税の特徴です。

続いて3ページですが、そうした特徴のある地方税につきまして、各自治体でどのように収納・徴収対策に取り組んでいるか、主なものを掲げたものです。

(1) は徴収事務の共同処理。いわば滞納整理機構みたいなものをつくって、県内の市町村で一緒に取り組んでいこうというような取り組みです。

(2) は現年分の徴収率向上が重要という観点から、電話による自主納付、いわゆるコールセンターを置くとか、あるいは先ほど申し上げました個人住民税の特別徴収をなかなかやってくださらない事業所がある場合に、それを特別徴収義務があるんですよということを一斉指定するという取り組みなどもやっております。

(3) は効率的・効果的な滞納整理の手法と書いていますが、物理的手法ですが、タイヤロック、ミラーズロックということで車に対する滞納に対処しているというやり方や、個別の団体では地域におられる方に公売をかけただけではなかなか買い手がつかないというような差押財産の公売に関しては、インターネットオークションを使うというような工夫もしているところです。

(4) は収納手段の多様化です。特に先ほど申し上げました賦課課税として納めな

ければならない固定資産税であるとか、あるいは自動車税のように、年に1回だったり年に4回だったりしますが、同じ時期にある程度毎年似たような金額を納めるといいう税目が地方税には多くあります。そういうものにつきましてはあらかじめ登録した口座から自動的に振替が行われるという納めの方が納税者の方々にとって利便性が高いだろうということで、口座振替は地方税の世界ではかなり広く使われておりますが、それ以外にも最近ではコンビニ収納、クレジットカード納付、電子納税など、地域の実情に応じて様々な手法、チャンネルを広げることで使いやすい、利便性の高いやり方で納めていただくという、選んで納めていただくという手法を用いることで、納期限内の納付率を高めていこうという取組みをやっているものです。

4 ページ以下は、今、申し上げましたことについての一件一葉的な少し詳しく目にといた資料です。

4 ページは共同で滞納に取り組んでいこうという話。左側が京都の例、右側に静岡の例を載せています。

5 ページは、それ以外にも様々な都道府県で幾つかのパターンがありますが、市町村のみで構成する場合や、県と市町村で構成する場合、あるいはどこまでの税を担当するのか、あるいは組織を一部事務組合型でやるのか、それとも併任発令、任意型でやるのか、さまざまな手法がありますが、いろいろな工夫をしながら取り組んでいますというのが5 ページです。

6 ページは、先ほど申し上げましたコールセンターを設けている団体の情報が左半分です。右半分は個人住民税における特別徴収を県内一斉に指定をするという取組みをやっている団体が増えてきたということの紹介です。

7 ページについては、左側はタイヤロックやミラーズロックの具体的な写真などを掲げております。また、右側はインターネット公売を行っている団体が増えているという情報です。

8 ページは収納手段の多様化ということで、地方税の場合、個人については大体納付先の自治体が自分のお住まいの県や市町村ということで、1対1対応をしていることが多いということから、どちらかといいますと収納手段を多様化して、納めやすい方法で納期限内にということに取り組んでいます。一方、法人に関しては本店のほか支店、工場、その他事務所や事業所があるところ、複数のところに税を納めていただくことがあります。これは事務所、事業所に複数納めるといふ法人関係税だけでなく、先ほど申し上げました個人住民税の天引き徴収に関しては、支店の場所ではなく従業員の方が通って来られているもとの従業員の方々のお住まい市区町村に分けて納めねばならないということもありますので、複数の団体にいかにか電子納税をうまく納められるかというのが今、大きな課題となっています。これについては、また改めて取組状況を御説明させていただく機会をいただければと思っています。

9 ページは、以上のようなことを取り組む中で、滞納額については近年かなり改善

効果が見えてきているという状況です。平成で申しますと14年度というのが過去から見た地方税における滞納残高のピーク、2兆円を超える残高がありました。その後、そうした取組みの進展などにより、などと申し上げますのはやはり固定資産税をはじめとしまして景気の良いとき、悪いときにかかわらず、一定の額を納めていただく税が地方税は結構ありますので、どうしても経済状況が悪くなると滞納が当面増えるというような傾向がどうしてもあるのですが、そうした経済動向との関係もあります。地方団体の取組みによる効果もあわせまして、最近では滞納残高が約1兆円ほどまで減ってきていることが見てとれるところです。

10ページ以下は、ICT化の進展に対応しました地方税の取組みです。これにつきましては、また改めてまとめて御説明をさせていただける機会をいただければとも考えていますが、本日は全体の流れだけ簡単に御報告いたします。10ページは近年、ICT化の進展に対応して地方税でも、このような税目のこのようなことが毎年のように新しいことができるようになってきたということを一覧にしたものです。

地方の複数の場所に納めていただく、申告していただく法人の申告が平成16年から19年度ぐらいまでにかけて順次制度化され、できるようになってきたことに加え、天引きしている給与の給与支払報告書の提出であるとか、公的年金の特別徴収であるとか、国税連携と書いていますのは、国税に提出された申告データや法定調書データをバックヤード連携という形で地方税に電子でいただくというものです。

逆に国税連携の下から2つ目ぐらいに扶養是正情報の連携と書いていますのは、地方税側でいろいろ調査をして、扶養関係に事実と異なることがあったというようなことを確認した場合に、国税に情報を逆にお送りしているという意味での連携です。こうしたことにも取り組んでおりまして、しかもそれを全市区町村が1つのシステムのもとで国税との間でもやり取りができるようになってきているというのが最近の動きです。

11ページは、マイナンバーをどのような場面で使っているかということですが、マイナンバーについて地方税では大きく3つの場面、まずマイナンバーを使うことによって地方税をより迅速に、正確に課税をしたり、名寄せ管理したりできるようになるというのが①として当然です。

あわせまして②と③というのが、地方税の特に個人住民税におけるマイナンバーとの関わりでして、②は情報提供ネットワークシステムを通じて情報をいただくことによって、きめ細かく正確な課税をするという課税側の話です。③につきましては、地方税で最終的に課税が終了した所得情報、また、税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて様々な社会保障関係部局や、ここで言う社会保障関係というのは国の機関だけでなく、都道府県の機関であったり市町村の機関であったりしますが、そうしたところに情報を提供することにより、正確な所得情報をお使いいただき、様々な社会保障等の分野で軽減判定あるいは自己負担判定などにお使いいただくことができる。それを通じて所得証明書を個々の分野ごとに出さなくてもいいようになるという

ようなシステムのベースになるのが、このマイナンバーを用いた個人住民税の課税ということであるということが、11ページのポイントです。

12ページは今、申し上げました個人住民税の課税を具体的にどのような情報を集めて現在、そしてマイナンバーを使いながら行っているのかという説明資料です。

以上、お時間を頂戴しまして、実務面からの地方税務行政の最近の状況について御報告申し上げました。

私からは以上です。

○中里会長

ありがとうございました。

これで御説明が終わりましたので、委員の皆様から御意見、御質問等があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

小幡特別委員、どうぞ。

○小幡特別委員

説明ありがとうございました。私は徴税がきちんとなされることが納税者の立場から見ると公平感、公正感ということでも大事だと思います。

まず国税庁の人員がそれほど増えないという中で、実際に実務がどんどん膨大化していく。実調率も下がっているというのはなかなか大変なことだと思っているのですが、そのときに今、御説明いただきましたように、納税者の側でできるだけ正確な申告をしやすいような体制をつくるということがとても大事だと思っています。本日の説明もそういう観点からだったと思いますが、いろいろなやり方がもちろんあると思いますが、電子申告が大分普及しているということで、電子申告ですとあまり計算間違いなく入力できるというふうには思います。どうしても手入力の部分が残るので、手入力の部分というのはどうしても間違いというものが発生する。ですからそこを何とか、できるだけ手入力の部分を減らすことが必要なのかなと思います。それは医療費控除とか、そういうものも自動的に集めるようになるとか、マイナンバーのところで多少そういう議論がありましたが、そこまではなくても一つ一つの源泉徴収票を手入力しているわけですから、ミスはどうしてもまだ今は残る状態だと思います。

将来像のところでは申告内容の自動チェックを自動的にやってくれるということになると、軽微な間違いはそこでピックアップするから、人が働かなくていいということではあるのですが、お伺いしたいのは、軽微な間違いを自動的にメールで言ったりするというのはとても有意義だと思いますが、今のやり方だといちいち行政指導という形で、ここにミスがありますよということをもっと指摘して、修正申告を促すというやり方をとっていますので、結局、機械的に自動チェックで軽微な間違いだということでもメールが行く。それが行政指導と同じような機能を果たすということを考えているのかということが1点お伺いしたいことです。

全体としては、納税者自身にできるだけ納税環境を整えることによって申告しやす

いようなことを続けていくことになろうかと思いますが、もう一方で今、地方税のお話がありました。徴収率が99.1パーセントということで、人によっていろいろな感覚があるかと思うのですが、一般国民的な感じで言うと結構その徴収率が高いと思われるのではないかと思います。私は世の中にこんな数字なんだ、99パーセントを超えているんだということはそんなに行き渡っていないと思うので、少し広報をして、税をきちんと払っているのが普通なんだ、99パーセントを超えているんだということを周知することにより、納税者も自分だけ免れようというのは良くない。きちんと払うのが普通なんだ。それが国際比較は分かりませんが、少なくとも日本はこうなんだということを周知した方が、納税者にとっても、より協力を得やすいのではないかと思います。

以上です。

○中里会長

吉井課長、よろしく申し上げます。

○吉井国税庁総務課長

将来像でメール等で軽微な是正を行うということですが、まさに法的な性格で申し上げますと、申告納税制度が出発点ですので、私どもが誤りがあった場合に行政指導で直すという考え方になります。その一方で入力事務がいろいろあるということで、そこは我々も納税者利便の向上を図っていかなければいけないということで、例えばマイナポータルを活用して利便性を高めていく。将来的には医療費控除の控除情報等もインポートできるような機能の導入に向けて関係省庁と連携しながら取組みを進めているところです。

○中里会長

ありがとうございます。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

まず1点、半分質問になりますが、国税庁の資料で所得税の申告数が増えているということで、大体平成元年と比較すると、400万件ぐらい増えていると思いますが、そのほとんどが還付申告だと思うのですが、還付申告はそれ以上増えているのですよね。多分ほとんど医療費控除ではないかと思いますが、その理解で正しいかということ。もしそうだとすると、恐らくここの税調で特に今、議論が集まるだろうと思われるのは年末調整のところでの電子化だと思うのですが、ただ、医療費控除は年末調整の対象にならないはずなので、結局は確定申告しなければいけないことになりますので、となるとここから単に年末調整だけ簡便化すれば何とかかなという話でもないのかなと。少し議論の scope を広げていかないと、このあたりの議論、つまり医療費控除をどうするかという話です。その部分は韓国で良い事例があったではないですか。医療費控除のところも電子化のこの中に入れて、うまく年末調整まで持っていけないか

など前回、田近先生もおっしゃっていたと思うのですが、このあたりのところを少し考えていく必要があるかなということ。

それから、地方税についてですが、確かに今eLTAXで例えば支払調書とか、給与支払報告書とか、法人二税についても申告については一元化が進んでいると私は理解しているのですが、納税の方はどうか。先ほど国税庁からもダイレクト納付の話があったと思いますが、自治体に対する企業の納税業務についてはどのようにこれから一元化を進めていくのか、あるいは既に取組みがあるのだったらどうなっているのかということをお紹介いただければと思います。

滞納整理の話が出てきたのですが、これも税調でどこまでこの議論をするのか分からないので、むしろ確認ですが、確かに納税環境の整備という中に、別に納税環境の整備イコールデジタル化ではないので、もう少し地道なところで滞納整理のところをどうするかという議論はあるのかもしれないのですが、ただ、それをやってしまうと少し話が広がるかなと思うので、このあたりインターネット公売とか、こういうものは確かにデジタル技術が使えるとは思いますが、滞納整理についてはどこまで考えるか。先ほど小幡先生から99パーセントで徴収率が高いねという話があったのですが、確かにその年は良いのですけれども、数字にあったとおり滞納分についての徴収率はまだ30パーセントっていないですね。だから滞納のところは少してこ入れをしなければいけないのかという議論は確かにあるかなと思います。ただ、それが今回の税調の議論の範囲にどこまで入ってくるのかなというのが分からないので、そこは確認させてください。

以上です。

○中里会長

吉井課長、よろしくお願いします。

○吉井国税庁総務課長

医療費控除の件数ですが、27年度の確定申告で700万件あります。御指摘のとおり大変この事務量もかかっており、納税者の利便性の向上も図らなければいけない分野だと思っております。先ほど申し上げたように関係省庁と連携しながら、将来的にはマイナポータル等を通じて控除情報をどのようにe-Taxに取り込んでいくのかということが大事なことだと思っております。

それから、確定申告の話になりますと、3つ取り組んでいまして、いずれも30年分からの取組みになるのですが、1つはマイナンバーカードを用いてe-Taxの利用が簡便になる仕組みです。開始届出の手順などを簡便にする仕組みを準備しています。

それから、マイナンバーカードが国民に十分普及するまでの間の暫定的な対応として、1度、税務署に来署していただく必要がありますが、厳格な本人確認を行った上で税務署が発給したID、パスワードを使ってe-Taxの利便性を向上させていく。そうすると自宅からの申告が大変簡便になりますので、こういう取組みを使ってまいりたい。

3つ目として、先ほども将来像の説明で申し上げましたが、スマートデバイスを使った簡便な申告手続の拡充にも取り組んでいるところです。

○中里会長

川窪課長、お願いします。

○川窪自治税務局企画課長

地方税の方です。まず電子化に関連して納税の方の電子化の件です。

先ほど少し申し上げましたように、また改めまして御説明させていただける機会がありましたら資料を準備して説明申し上げたいと思っておりますが、現在、複数の自治体に地方税を納める必要のある法人の皆様方から、可能であれば1カ所にお金を納めれば、地方税がそれぞれのところに分かれて納まるような仕組みを実現してほしいという話をいただいております。個別団体で個別に電子化を進めていくというのは、納税の世界ではなかなか現実にユーザー側がそれではかえってややこしいという事情がありますので、現在、地方団体と協議をしまして、何とかそのようなシステムを次のeLTAXの全面更改、今からちょうど2年後を予定していますが、2年後の秋にそうしたシステムができるように取り組んでいこうと考えています。

これにつきましてはどのように制度化するかといった法制面の手当ても若干必要かと思っておりますので、そのようなことも含め2年後に間に合うように進めていこうということでございます。また改めて説明できる機会をいただければ、説明させていただきたいと思っております。

それから、今の御指摘にありましたダイレクト納付の関係は、地方税の場合、賦課課税を行っている税目に関してはダイレクト納付というよりも、既に行っている口座振替である意味、対応ができていまして、ダイレクト納付といえますのは申告納税をするときに申告して金額が決まる、それを口座振替できるかという論点かと思っております。この件につきましても法人の皆様方からは地方税でもダイレクト納付をさせてほしいという話をたくさんいただいております。その話も先ほど申し上げました全国的な電子納税システムができれば、その中でできるようにしたいと考えているというのが現状です。

最後に、滞納整理の話については、当面今年の税制調査会における御議論、御説明としては、納税環境のICT化を中心に御相談させていただければありがたいと思っておりますが、並行して滞納整理に関しては各団体で様々な努力をしまして、成果も上がってきているということですので、今回は先ほどのような全体の進捗状況を御報告させていただいたということにさせていただければと思っております。

○中里会長

ありがとうございます。

土居委員、お願いします。

○土居委員

今、医療費控除の話があったので、その点も含めて4点ほど簡単に申し上げさせていただきます。

医療費控除は、確かに確定申告に回っていますが、年末調整で済ませられるならば、そういう形でデジタルデータを使ってやるべきだと思います。特にレセプトはほぼ100パーセントに近い率で電子化されているので、そのデータを使えばかなり簡素にできるでしょう。

ただ、私も現地調査でフランスに行かせていただいたときに、フランスはまだ年末調整の制度がなく、これから導入するという状況の中で、経済界としては自社の従業員の知りたくもない情報を年末調整でわざわざ源泉徴収義務者に知らされても困るといふ反対論もありました。医療費控除も、我が国でもし年末調整で源泉徴収義務者に情報を渡すという話になったときに、似たようなことが起こりかねないと思いますので、そのあたりをうまく簡素にデジタル化して、年末調整で済むならば年末調整で済むようにしていただくのがいいのかなと思います。

国税関係でもう一点、国税庁の資料の11ページにあります将来像は非常にいい将来像だと思います。その中でAIを活用するということは非常にポイントで、一つの肝になっていると思います。

AIは、釈迦に説法ですが、ディープラーニングがあってはじめてAIは賢くなるので、最初から完璧な仕組み、完璧な応答ができるということではないので、AIがあまり賢くないから使い物にならないなと諦めずに、年を追うごとに賢くなっていく。たくさんデータを読み込ませることによって賢くなっていくということで、こつこつと深めていただければと思います。

3点目は、総務省の資料の12ページ、これもまた我が国のインフラとして重要なものになると思いますが、情報提供ネットワークシステムを構築していくところで、これも非常に鍵になるところだと思います。福祉分野への所得情報の提供ということが、ますます高齢化社会で社会保障制度を充実させていく上でも重要だと思います。

そのときに、ここの中に意図して区別して入れられてはいないのかもしれませんが、分離課税される所得の情報もしっかり組み込んでいただきたい。私は金融所得は総合課税にすべきでないと思っていますが、分離課税の所得が多いにもかかわらず、総合課税される所得が少なくて給付の対象になるということが、これまでも何度か定額給付金の事務云々という話のところで、結局は年齢で給付するかしないかを定めるしかないというような過去の政策事例もありましたので、そのあたりは包括的に所得情報が福祉分野に提供できるようにする仕組みをつくっていただくということが大事だと思います。

最後に、少し超越的な話になるかもしれませんが、財務省の資料の12ページにあるシェアリングエコノミーに関するところでは、私もフランスを現地調査させていただ

いたときに、先ほど吉沢調査課長からの説明にもありましたが、プラットフォーム事業者が利用者間の取引情報を課税当局に報告する仕組みをフランスはこれから入れるというお話でした。これは非常に重要なポイントだと思っていますが、その中で未解決の問題がいくつかあり、例えば、サービス利用者もサービス供給者も非居住者だった場合、それでいて、そのサービスが提供される土地が日本であるというような場合に、一体どのように課税するのかということや、さらにはプラットフォーム事業者すら非居住者だということになると、一体どのように情報提供をお願いしていくかというところは、さらに深めるべき課題かなと思います。

さらにもっと超越的なことを言うと、シェアリングエコノミーという話になりますと、決済手段として仮想通貨を使うという話もあり、仮想通貨を税制上どのように取り扱うのかという話も、年内は無理だと思いますが、さらにこれからもっと中長期的な課題として検討していく必要があるポイントかなと思います。

以上です。

○中里会長

それは御意見ということによろしいですか。

○土居委員

そうです。

○中里会長

田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

今のお話に続きますが、医療費控除とか社会保険料、地方税についての取組みは非常にありがたいお話だと思います。ここに出ている将来像の中にもそのようなことをきちんと書いていただくと、非常に分かりやすいし、希望が持てるなど。地方団体との協力みたいな言葉で書いてありますが、具体的に今言ったような中身について検討なり、目標を書いていただけるとありがたいと思います。

同時に、消費税について出ていませんが、消費税はインボイスを採用するということも含めて、軽減税率も含めて、企業においては非常に負担になる、どうなるのだろうと思っています。他国に取材しても、コンプライアンスコストは非常にかかると言われていいますので、納税も徴税側もどくなるのだろうということをしっかりと見通しを出していただけるとありがたいと思います。商工会議所ではインボイス制度は反対とお話をさせていただいております。そういうことが一つです。

もう一つは、働き方の自由度がたかさんできてくるということは非常に良いことだと思いますが、商工会議所の現状から言うと、個人事業主が納税業務とか事業主として必要な手続がよく分かっていない。自分の得意科目、ものづくりであるとか、そういったことにスキルがある人たちはたくさんいるのですが、事業者としての基本知識なり、基本の取り組みが欠けているところが多いということで、商工会議所もそれに

ついてフォローしていることがあります。そのあたりは根本的にしっかりと見直していくことも大事なのかなと思っております。

以上です。

○中里会長

野坂委員、お願いします。

○野坂委員

御説明、ありがとうございました。納税者利便の向上と課税・徴税の実務の効率化は大変重要な問題で、急いで取り組まなければいけないと、諸外国のケースなども参考に改めて認識を深めました。

いくつか質問をしたいと思います。国税庁の資料8ページの将来像について何人かの委員からの指摘もありましたが、将来像は大変結構だと思います。おおむね10年後のイメージだという説明ですね。やはり一気にこの姿というのは無理であろうと思いますので、ある程度工程表めいたものを今持っていらっしゃるのか。あるいは、持っていないとすれば、具体的にこんな感じでいきたいというものをお持ちになって、それを国民にしっかりと説明する。先ほど佐藤委員が医療費控除のことに触れられましたが、より具体的にこのような姿を何年後に実現していくというようなイメージをより明確に国民に示すことが理解を深めることになるのではないかと思います。

それに関連して、先ほど来、何回か国税庁の吉井課長から、マイナポータルの利便性を高めていくとか、あるいはスマートデバイスを利用していくという発言がありました。将来に向けた課題を実現するうえで、マイナンバーカードの普及とかマイナポータルの普及が大変重要だと思っておりますが、現状、なかなか普及していないと聞いています。今日は担当の方もいらっしゃっているということなので、特にこの秋から本格運用するというマイナポータルの現状、そして今後の見通しについて補足して説明していただければと思います。

もう一点は、シェアリングエコノミーです。財務省の資料の13ページに市場の予想が出ていました。世界の市場規模の予測と国内の市場規模の予測のグラフを見ると、世界の伸びに比べて日本の伸びが非常に緩やかな予測の研究所のデータです。研究所は一生懸命調査されて予想されたと思いますが、恐らく日本の伸びも世界と同じようにもっと伸びが速いのではないかとこのことを前提にしなければいけない。いろいろな形でシェアリングエコノミーが発達することに備えて、税務の体制もしっかり急いで整えていくべきだと思います。これは注文というか、指摘です。

以上です。

○中里会長

吉井課長、お願いします。

○吉井国税庁総務課長

将来像について工程表をつくってはどうかという御指摘がありました。私どもの情

報システムを恐らく相当高度化しなければいけない話であるとか、外部機関との協力であるとか、申告、納付手続はどこまで電子化できるのかとか、そのようなこともいろいろ考え、おおむね10年後というイメージをつくったところです。

我々は執行官庁なので、外部環境に影響される部分について具体的に工程表を示すということはなかなか難しい部分ではありますが、資料の8ページの右上に2017年版と書いてあります。我々もこれから将来像の詳細な検討を進めていくということになりますが、AIを含むいろいろな技術も進展してまいります。税務行政を取り巻く環境もさらに変わってまいりますので、なるべく機会を見て、必要な見直しを行ってまいりたいと考えています。

○中里会長

林特別委員、お願いします。

○林特別委員

3つ申し上げたいと思います。2つは意見で、1つは質問です。

1つは、何回も出ている医療費控除の件ですが、企業の事務量とか行政の事務量ということだけではなくて、申告するときの利便性の観点に立ったことから申し上げたいと思います。

実はうちの家族は、毎年、医療費控除のお世話になっていますが、例えば、電子申告をする場合にどのような手続をとっているかというのと、領収証を全部手入力しなければいけないのです。例えば10万円を超える分ぐらいの医療費の領収証はかなり莫大なものになるため、当然、電子申告をしないで領収証とともに税務署へ持参していました。その一方で、かなり医療費を使わせて頂いている為でもあるのか、共済から年に数回、あなたのところは医療費をこんなに沢山つかっているというお知らせが送られてきます。さらに薬に関しても、ジェネリックを一部使っていないところがあるので、あなたの使っている薬にはこのようなジェネリックがありますよ、ジェネリックを使うと差額はこれぐらいになりますよと、かなりの情報が送られて来ます。実際にそれぐらいの情報を公的部門で管理しているのであれば、そういう情報をそのまま税務に活かすことができれば、そのまま電子申告に生かせることができると思うのです。要点は、公的部門が折角お金を掛けて情報をデータ化しているのであるから、そのようなデータの使い方をもう少し工夫すれば、電子申告もかなり進むのにといい感想を持っています。

これは医療費だけではなくて、税務に使えるような情報を公的部門が持っていれば、企業もそうだと思うのですが、うまく使うことができれば、思ったよりも電子申告なり、申告するときの利便性にかかなりつながるのではないかと。プラス、社会全体のコストも削減できるのではないかと思います。これは真面目に考えなければいけないことかと思えます。

もう一つの意見ですが、先程、法人番号について言及されていたと思いますが、こ

これは非常にいいことだと思います。お話になられていたことは税務上の話と理解していますが、法人番号の活用を法人関係の統計一般にも広げていくと、様々な政策をつくる際のデータ利用という観点から非常に有用なインフラになるのかなと思います。EBPM改革も進んでいることですし、その観点からも非常に有用なデータになると思います。これも必要な社会のインフラとしてぜひ広げていただければと思います。

最後は質問ですが、地方税のところですか。複数の地方から共同処理のお話が出ていたと思いますが、これは究極の形で言うと、国と地方の税務行政を統一化するというところも、極論ですが、考えられるのかなと思います。

ただ、当然、やられていないということは、それを一緒にやることは様々な問題があるかだと思います。具体的に、国と地方で共同して税務行政をやることにどんな不都合が実際にあるのかについて、御教示いただければと思います。

それに関して、地方も国税の方は国税の定員が5万5,000人位いるという話があったのですが、地方で税務行政に携わっていらっしゃる職員は全国で何人位いらっしゃるのか、これも教えていただければと思います。

以上です。

○中里会長

川窪課長、お願いします。

○川窪自治税務局企画課長

先ほど御紹介申し上げました共同処理に関しましては、今のところ滞納整理の共同処理を行っております。地方税同士でも課税のところに参りますと、どうしても課税権を個々の自治体が持っていて、税率を決めながら課税をしていくという最終的な課税権のところはそれぞれの都道府県、市区町村が有するという制度のもとでやっていますので、そういう意味で滞納整理部分をいかに共同化したり、あるいはノウハウの高いところで引き受けてやっていくのかという取組みです。課税を含めた税務行政全体をという話になると、もともとの課税権の議論にも至るところがあるのかなという意味で、今すぐの話ではないのではないかと感じているところです。

また、税務職員については、地方税全体で平成27年度の数字で7万400名余りというデータを持っています。過去の推移でいいますと、平成2年との比較で見ると、平成2年には8万4,800人余りということですので、長期的にも人員の合理化を図りながら取り組んできているという状況です。

○中里会長

林特別委員、医療費控除については、平成29年度の税制改正でかなり簡素化されました。

○吉井国税庁総務課長

もう一言、執行面でも補足させていただきますと、29年分の確定申告に向けましては、ウェブサイトを経営している医療保険者についてですが、先行的にそのウェブサ

イトから医療費通知データをダウンロードするというシステム改修が行われるということですので、若干利便性が向上するものと考えています。

○中里会長

諸富特別委員、お願いします。

○諸富特別委員

私が気になるのは、財務省の資料の11ページに「働き方の多様化について」ということのできれいなグラフが出ていますが、その中で一番特徴的なのは、雇用的自営等の比率が非常に高まっていることです。先ほども議論が出ています個人事業主が非常に増えていくという傾向がはっきり出てきていて、それに伴って、恐らく給与所得の形でこれまでサラリーマンとして所得を受け取っていた方々が、例えば給与所得ではなくて事業所得として所得を受け取る方々が非常に増えていくということが予測されますし、これはグラフの段階では2010年ですが、恐らく今後さらに先ほども話題に出ましたシェアリングエコノミーという形で出ると、部屋を貸し出したり、車を運転したりという形で所得を得ていく人たちがさらに増えていく。ここの2010年からもっと増えていくのではないかと思います。そういう意味では、不可逆的にこのような、ここで言う雇用的自営等とされているカテゴリーの方々は非常に増えていく傾向にあると思います。

そういう意味では、どういう形で所得税の中にこういった動きがインパクトとしてあらわれてくるのかというのは非常に気になる点です。

先ほど田中特別委員からもありましたように、そもそも所得をこういう形で得られる方、これは主たる業にする方と、本業を持っていらっしゃる副業でやられる方と、政府としてそれを推進するとのことですが、2つのタイプがあると思いますが、それぞれそうした所得を得た方々がちゃんと申告をしなければいけないという納税義務の認識を持っていらっしゃるかどうかという点が、まず非常に気になる点です。

それから、そもそもこういった所得の新しいタイプ、いわば個人事業主の所得をきちんと課税当局が把握できる仕組みになっているのかどうか。申告を待つということなのでしょうけれども、申告しなければ捕捉できないのかどうかという点が次に気になる点です。

例えば、シェアリングエコノミーなんかでも、支払われた所得はどこで誰が捕捉しているのかというのが、本当に確かな情報としてあるのかどうかという点が非常に気になります。もし申告を待たなければいけないのであれば、申告しなければ把握できないということになりますし、逆に把握しようとする、例えばプラットフォーム事業者に対して何らかの情報提供を要請していくことに今後なるのかどうか。このあたりがお尋ねしたい点です。

それから、税務行政としてはますます申告が増える方向に行くのではないかと。佐藤委員から、控除の還付申告が増えていることが申告が増えている理由ではないかと

いう御指摘もありましたが、恐らくこういったタイプの新しい個人事業主が増えていることが申告件数を増やしていることにも寄与しているのではないかと思うのです。

こうなったときに、これまで日本の所得税が、事実上、企業に徴税実務を大きく委ねていて非常に効率よく源泉徴収をやってきたものが、相当程度、個人による申告納税にシフトしていく可能性があります、それは覚悟しておかなければいけないのではないかと思います。

最後に、東京都税調で、私はメンバーで答申をまとめる段階に来ているのですが、本年度の答申では個人事業税について問題提起をさせていただく方針になっています。個人事業税、これは地方税ですが、70業種の限定列挙になっていまして、恐らくこういう個人事業主が増えてきて、新しいタイプの個人事業主が増えてきたときに、カバーされないタイプの職種がたくさん出てきているのではないか。これは課税の公平性上、非常に大きくこれから問題になっていく可能性がありますので、こういったタイプの新しい経済への対応というのは非常に大きく求められるのではないかと思います。

以上です。

○中里会長

吉井課長、お願いします。

○吉井国税庁総務課長

シェアリングエコノミーについての課税上の対応についてお尋ねがありました。様々な形態が想定され、また、課税上の問題になりますので、一般論での答えになることをお許しいただければと思います。

各種事業を所管する関係省庁とも連絡を図りながら、適正な申告を促してまいるとするのが基本的な立場ですが、課税上有効な各種資料の収集、それらの資料と提出された申告書等の内容を分析して、問題がある場合には税務調査を、限られた事務量の中ですが、行っていくという対応に尽きるかと考えています。

同時に、申告の件数が増えてくるということでも、まさにそうした観点もあり、納税環境の整備、e-Taxを今以上に使い勝手をよくしていくというのは国税当局としても大事な課題だと認識しています。

○中里会長

大柳税制第一課企画官、お願いします。

○大柳主税局税制第一課企画官

税制の対応ということですが、シェアリングエコノミーを含め、経済社会の構造変化の実態等を踏まえ、しっかり検討していくことが大事だと考えておりまして、具体的に今後検討してまいりたいと考えております。

○中里会長

赤井特別委員、お願いします。

○赤井特別委員

簡単に1点だけ、質問になるかと思いますが、地方税の方の資料の2ページに特別徴収の話があり、実際、特別徴収をきちんとされている事業主さんもいらっしゃると思いますが、十分にされていないような場合もあって、最近、特別徴収義務化みたいなものも進んでいると思いますが、その義務化でどのくらい効果があったのかとか、どのくらい特別徴収がなされているのか。今は罰則はないのか。あとは、源泉徴収とは少し違うと思うのですが、源泉徴収との連携のようなことをされているのか、そのあたりを教えてください。

○中里会長

川窪課長、お願いします。

○川窪自治税務局企画課長

個人住民税の特別徴収については、制度上は所得税の源泉徴収義務がある事業所については個人住民税の特別徴収をする義務もありますが、具体的にはその事務所を指定するという行為が必要だという法律の建て付けになっていまして、その指定をされないままになってしまうと、国税の源泉徴収はされているけれども、地方税の個人住民税の天引きはしないままになってしまう。あとは普通徴収で個人から徴収せざるを得ないということが、そこまで数はないのですけれども、たまにあり、そういうことをどのように防いでいくかということを一生涯懸命取り組んできたということです。

指定という行為ですので、逆に指定をしきれていなかったということに伴う罰則がある訳ではなく、指定をきちんとするというをいかにやり切れるかというところがこの話のポイントです。だからこそ、指定をやっていこうということです。

その指定をする際に、どの事務所を指定すべきなのかという意味で、国税の方でどの事務所から源泉徴収を受けているのかという情報を国税当局から教えていただくという取組みも行っています。また、従業員の方がおられれば、給与支払報告書だけを出していただいているという事務所もあるので、そうした給与支払報告書が出ているところについては一斉に指定をかけるということなどを行っています。

結果として、例えば、資料の6ページにあるような、徴収率の現年分が導入前に比べると1ポイントぐらい上がったとか、そういった効果も出てきているところです。

○中里会長

井伊雅子委員、お願いします。

○井伊（雅子）委員

2点あります。

番号を社会保障に活用するという話で、富裕層への課税強化と思われがちですが、低所得者対策としても非常に大切だと思っています。資産所得の金融所得だけでなく、最近、所有者不明の土地のことが問題になっていますが、固定資産に番号をつけるというのはどうなっているのか。特に複数の自治体にまたがる固定資産の包括的な把握

というのは、どこまで進んでいるのかということ。

もう一点は、先ほど消費税のことを指摘された委員がいらっしゃるので、私からも一つ。医療費にかかる消費税のことです。昨年末の与党税制改正大綱で抜本的に解決すると言いながら議論は進んでいないと思います。現在の診療報酬に上乘せをするという方法はとても歪んでいますので、早く議論を進めていただきたいという二点です。

○中里会長

質問としては一点目だと思います。

武田委員、何か関連ですか。

○武田委員

今日お集まりの委員の中で、私が一番税制や素人的な感覚かなと思います。国税庁の資料で将来像をお示しいただきましたが、私は多少のパソコンの入力はできますが、それぐらい素人の私でも10年後きちんとできるのかなという心配があります。さらに高齢化社会が進んでいって、自分の親世代の年齢層に私自身も打ち方を教えていたりしますが、利便性を皆さんに広めていくために、安心材料みたいなものをもう少し広報していかないといけないのではないかと思います。

AIなどが進んでいくと、これは本当に素人意見ですが、LINEのやりとりをするくらい手軽に打ち込み、これは間違っていますよみたいにぼんと答えが来るぐらいの手軽さが10年後にできれば、もっと高齢の方もそういう部分では安心をしてITでの納税が普及するのではないかと思います。

便利になるのだなと感覚的には思いますが、手で打ち込みをしなければならぬとか、眼鏡をかけて、間違えずに打つというのはなかなか難しいと思います。一つ素人意見としてお話をさせていただきました。

○中里会長

貴重な御意見だと思います。ありがとうございます。

それでは、井伊先生の質問に対して黒瀬自治税務局固定資産税課長、お願いします。

○黒瀬自治税務局固定資産税課長

先ほど、マイナンバーの関係で固定資産について御指摘がありましたが、固定資産課税台帳についてもマイナンバーを付けていっていますが、この番号をどのように収集するかというのが一つ課題です。ただ、同じ市町村内の所有者の方であれば、基幹システム等を通じて順次番号がつけられているということですが、市外に住んでおられる所有者の方などについてどのように集めていくかとか、そうしたことについての課題もあるので、これは様々な土地に関する制度、登記の制度も含めてありますので、そのあたりについて総合的な検討がこれから必要だと考えている状況です。

○中里会長

最後になりますが、神津信一特別委員、お願いします。

○神津（信）特別委員

先ほど、佐藤委員の御質問への自治税務局の御回答で、2年後、地方税の納付に関して一元化というようなお話がありましたけれども、申告の方も一元化を考えていらっしゃるのかどうかをお伺いします。

○中里会長

川窪課長、お願いします。

○川窪自治税務局企画課長

法人関係税の地方税の申告については、一つのシステムを通じて全国の自治体に申告ができるというシステムが既に稼動しており、お使いいただいております。

ただ、使い勝手の問題で、各市町村向けのファイルを作って送るのですが、そのファイルをつくる共通入力事項は1回入力したら済むとか、そうした意味での使い勝手の改善もあわせて2年後にできるように取り組むこととしています。

○中里会長

ありがとうございます。

私の不手際で時間が大分オーバーしてしまい、内閣官房番号制度推進室の向井室長には大変御迷惑をお掛けして申し訳ございません。よろしく願いいたします。

○向井内閣官房番号制度推進室長

内閣官房でマイナンバー制度を担当しております向井です。資料に従い御説明いたします。

マイナンバー制度は7年位前から検討を始めて、一昨年辺りから具体的に動き出したわけですが、まず、マイナンバー制度の意義というか、なぜマイナンバーが必要かということですが、

まず、マイナンバーについてです。番号というのは、民間でも何でも同じですが、基本的には個人であったり、個人の権利を特定するために使うものであります。したがって、マイナンバーというのは基本的には個人を特定するものです。1対1で一意的に特定するために番号が振られているということで、マイナンバーは個人を特定するけれども、個人を証明するものではない。これが大事な点です。

2番目に、特定すると何ができるのかということ、端的に言うと、名寄せが完璧にできるということです。名寄せが完璧にできれば何ができるかということ、別の機関間で情報のやりとりができる。複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということを確認できるということで、これができると何ができるかということ、先ほど来、国税、地方税共同という話もありましたが、別の組織であっても同じ組織であるかのごとく、手続であったり、行動が可能になるということです。

マイナンバー制度そのものは民主党政権時代に企画されて、自民政権でできたものですが、もともとなぜ税と社会保障かといいますと、まず税・社会保障の公平性ということを言われていますが、基本的には所得、場合によっては資産の把握の精度を上げて、それをもとに高齢化が進んでいく中で、基本的には高齢者世代になると思

ますが、社会保障の給付を受ける人と負担をする人、税も含めますが、これらの緊張関係がますますきつくなっていくと思いますけれども、そういう中で国民のかなりの部分が、この所得とかこの資産の基準に従うのだったらしようがないという基準をつくるのが一番の目的であると考えております。

資料の3番目、マイナポータルですが、情報連携は官と官の情報をやりとりするものですが、マイナポータルは官と民との情報の交差点というイメージをしています。特に個人の意思が介在する場合に利用可能と思っておりますが、これは後ほどもう少し詳しく説明します。

次にマイナンバーカードですが、先ほどマイナンバーは個人を特定するけれども、証明はしないと言いましたが、本人を証明する手段としては免許証とかパスポートがあります。それから、マイナンバーを証明する手段としては、通知した際の紙のカードであったり、マイナンバー付きの住民票の写しがあります。本人証明とマイナンバーの証明を一つのもので証明する手段としてマイナンバーカードというのをつくっています。

また、マイナンバーカードは対面で写真入りで証明する手段、これは免許証のようなものですが、さらにこのカードの特徴はICチップ内に電子的に個人を証明するための情報が格納されていることです。公的機関が電子的に本人であることを確認する手段としてはこのマイナンバーカードしかない。したがって、マイナンバーカードは対面であっても、電子的であっても、本人であることを証明する手段というのが一番の重要な役割だと思っております。

特に電子的に個人を認証する機能については、もちろん対面もそうですが、民間でも利用可能です。民間利用者が総務大臣の認可を得て利用というので、既に10を超える事業者が認可をとっていますが、典型的にはインターネット上で本人確認を要する商売をする際には非常に便利になります。例えば、マイナンバーカードでネットバンキングの口座開設が可能になるということです。

3ページですが、まだマイナンバーカードは残念ながら交付済みで1,250万枚程度でして、できるだけ早く、できれば5割、7割という形で国民に持っていただけるようにする必要があると思っております。

4ページに市町村別の交付枚数等があります。

それから5ページ、先ほど申しました、マイナンバーカードの裏面にICチップがあり、電子証明書がありますけれども、それ以外にも空き領域があり、この空き領域もまた民間も利用可能となっています。現在、空き領域を使い、国家公務員の身分証明証、ゲートを開けるものでありますが、これをマイナンバーカードに順次移行しているということを行っています。

6ページ以降に、公的個人認証の民間サービスにはどのようなものがあるかというのを例として書いています。説明は省略させていただきます。

9 ページ、カードの一番の弱点はカードリーダーが要るということです。カードリーダーが無いとできないのは、パソコンとカードリーダーのあるオフィスとかではいいですが、パソコンではなくスマートフォンを利用される方が多くなっています。もちろんe-Taxでも皆同じですが、e-Taxなんかも電子署名を使っていますので同じことが起こります。このような状況に対応して、アンドロイドOSの端末ですが、日本メーカー製については基本的にはスマートフォンで読み取れるようになっていきます。現在発売されている相当の数のアンドロイドOSのスマートフォンについてはマイナンバーカードが読めるようになっていくということです。

10 ページ、マイナンバー制度の最近のトピックとして、情報連携というのを現在は試行運用という形で、紙は省略せずに情報のやりとりをやっていきますが、11月頃には本格運用ということで、添付書類の省略を開始したいと考えています。

対象事務は1,000位だろうと思っていますが、日本年金機構については情報漏洩がありました関係で遅れていますので、さらに700位の追加があります。

マイナンバーの情報連携の特徴は、全体で5,216機関、自治体が都道府県、市町村以外に教育委員会がありますので、これが大体2倍になるということと、医療保険者が約1,600あるということもあり、合計で約5,200ということです。

この情報連携の一番の難しさは、こうした主体の違うものを5,000超もつなぐというのが非常に難しい部分です。これは一つの民間企業が支店とつなぐというのとは全く別物であり、経団連が各民間企業をつないでいるようなもので、そうした困難さはあると考えています。

マイナポータルについても、秋頃に本格運用ということで、自宅のパソコンから署名入りで申請ができるような格好になっていくということです。

11 ページに、「マイナンバー制度の情報連携により省略可能な書類の例」というので、大半は住民票の写しと課税証明書、それ以外に生活保護受給証明書等々があります。情報連携の多くは、基本的には同居情報が多いですが、それ以外に課税証明書の所得情報、これは地方自治体からの課税情報ですが、これらが大半であるということです。

また、残念ながら、マイナンバー制度で情報連携が開始されても、マイナンバーが付いていないがために引き続き紙の書類が必要なものもかなりあります。これについては後ほどコメントさせていただきます。

次に12 ページ、マイナポータルですが、マイナポータルは国民一人一人がログインすることによってアカウントを開設しまして、そのアカウントから自分のマイナンバーに紐付いている個人情報やマイナンバー制度の情報連携でやりとりした履歴の閲覧、それから行政機関等からのプッシュ型のお知らせ、あるいは民間送達サービスとの連携、これは例えば日本郵便の電子郵便サービスと現在連携しています。それから、サービス検索や、公金決済など、外部サイトとのAPI連携などが可能になるような設定に

なっています。

現在も既に利用者フォルダというか、要するにフォルダを開設して自分のアカウントをつくるわけですが、そうした機能は使えるようになっていきます。e-Taxとシームレスに認証連携ができる。マイナポータルにログインしますと、e-Taxのほうから再度ログインしなくても行けるということです。いずれにしてもマイナポータルについては、マイナンバーカードの公的個人認証でアカウントを開設し、ログインする必要があるということです。現在、情報提供等記録表示、自己情報表示は既に試行運用していますが、秋以降は、全部運用していきたいということです。

14ページに「マイナポータルの改善について」という資料がありますが、これはマイナポータルの改善ということもありますが、実は公的個人認証の問題でもあるということです。現在、e-Taxもそうですし、公的個人認証を使うe-Governmentもそうですが、ウィンドウズ10には必ずしもキッチリは対応していませんで、JAVAをインストールする必要があったり、ウィンドウズ10の標準ブラウザは使えずセキュリティレベルを下げて古いバージョンのブラウザを使用しないといけないような問題がありますので、これらを解決するためにアプリを開発するということでして、パソコン向けの専用アプリを、10月頃になるかもしれませんが、リリースします。これができるようになると、公的個人認証を使うための設定が1分程度で簡単に行え、すぐにログインできるようになります。後は何もしなくても大丈夫というものです。これらについては、他のe-Tax等々についても将来的には広げていく必要があるのではないかと考えています。

15ページは、マイナポータルとe-Taxの認証連携のイメージです。マイナポータルにログインすると、再度e-Taxにログインしなくても済むというのですが、公的個人認証ですので、最初にマイナポータルとe-Taxのアカウント双方を取得することが必要となります。

16ページに子育てワンストップサービスという資料があり、これはサービス検索機能とか電子申請機能があります。各種申請がなかなか電子的に進まないこともあり、とりあえず子育て関連というものから開始するものです。サービスを検索し、申請書もダウンロードできるようになっていますが、自治体が対応している場合は、オンラインで申請ができるというものです。

現時点では、サービス検索はほぼ全ての自治体でできるようになっていますが、10月上旬以降からは電子署名付きの電子申請が順次、自治体によって開始しています。今年度中に人口カバー率で2分の1、50パーセント位を予定しています。

それ以外に、マイナポータルのAPI公開でAPI連携をしていくということです。

結局、こうしたことを行うとどのようなことができるかということ、例えば、民間からの情報を電子郵便等で、あるいはAPI連携でとってきて、それを官に流す。あるいは、官の情報をとってきて官に流す。それで、個人の意思が介在する場合にこういうものが便利でして、例えば先ほどありました個人の医療保険診療の自己負担額の通知みた

いなものはマイナポータルに自己情報としてダウンロードして、それを例えば確定申告で医療費控除を受けるときに使うとか、あるいは生命保険料の控除証明書は、ハガキが来ますけれども、あれをぺったぺったと貼っているとは本当に前近代的ですが、これを電子郵便で受け取ることによって電子的に行うことも可能になるということです。

以下に活用例をいくつか書いていますが、これらについては省略いたしまして、今後どうなるのかということです。

まず、最初に申し上げておきたいことは、デジタル技術の進歩は非常に速いということで、10年前にはスマートフォンはまだほとんど普及してなかったわけです。したがって、10年後を考えるとときにはどれくらいデジタル技術が進歩するかということを中心に考えながらやっていくことが重要です。それに向け、私はIT室も兼務していますが、IT室の方では、10年かかるか、15年かかるか分かりませんが、全ての手続を完全に電子化することを目指して取り組んでまいりたいと思っています。

そのための障害はいくつかあります。一番分かりやすいのは、例えば、社会保障の申請においては親子関係を証明するものが多数必要となるケースがあります。そのためには戸籍の情報をマイナンバーで紐付けていく必要があるということとして、21ページに「2019年通常国会（目途）に向けて検討」と書いてありますのが戸籍事務であったり、旅券事務であったり、そうしたものを検討してまいりたいと思っています。

そのために、電子化するための障害というのはいろいろあると思いますが、特に共通の障害というのは多くあると思いますので、共通の障害を取り除いていくという作業を地道にやっていきたいと思っています。

それから、マイナンバーカードについては個人を確認する手段として非常に便利であります。特に、電子的に個人を公的に証明する手段としては唯一のものであるということから、これはIT先進国のアメリカなどでも非常に注目をしているということですので、ぜひ進めてまいりたいと思っていますが、当面は健康保険証としての利用を考えています。将来的には公的な証明書を全部、もちろんカードは1枚の方がいいという人もいれば、たくさん持ちたい人もいるでしょうから、必ずしも強制するつもりはありませんが、少なくとも希望する方については全てマイナンバーカードで行えるようにしていくということを目指していきたいと考えています。

それから、マイナポータルについては秋から本格運用いたしますが、今後さらにライフイベントにおける引っ越し、死亡、姓の変更、結婚、離婚、介護等ですが、これらについてもできるだけワンストップでやっていきたい。特に、引っ越しとか死亡というのは民間手続が多数ありますので、民間とのAPI連携が不可欠であろうと思います。

さらに、これらの電子化を進めていきますと、結局、これらをやってみて、やはり霞が関というのは極めて紙に毒されている頭の構造から全く抜けだしてないところばかりです。例えば、調書を提出するという頭の構造を変えた方がいい。要するに、

調書は何で構成されているかという点、本人を確認する部分と情報で構成されている訳ですから、本人を確認した上で情報をとればいいだけの話なのです。しかも、その調書にはいろいろな調書がありますが、これらについては重複がかなりあります。しかも、地方税、あるいは社会保険でも重複が多数あります。

これらのものについては、情報をクラウドにアップし、例えば国税なり、地方税なり、社会保険でどんな情報が必要かという情報項目を全部調べた上で、情報項目に番号を付けて、情報項目1番、3番は何々税の何々で必要とか、そのように整理しますと、企業は情報をクラウドにアップして、それを税務当局なり、社会保険当局が持つていけばいい。そういうことは今すぐにでもできるはずなのです。要するに何が必要なのかと。

例えば、国税の調書は、本人を証明する部分と情報と、情報を計算させる部分が多くあります。こうした情報を計算させる部分は、電子化してしまえば勝手に計算できるわけですから、要は調書みたいな形は要らないのです。そうしたことを考えていけば、これまでの調書を出すという発想を完全にやめてしまって、むしろ情報を共有するという頭の構造の方が多分、IT社会には向いているのではないかと思います。

さらにそれをやると、今度は、例えば国税の調査においては、反面調査で銀行に行ったりすると思いますが、これらについても電子的に問い合わせればいいだけの話で、それを電子的に返せばいい。そのために預金付番を任意にできるようにしているわけで、これについても、10年後には基本的には義務化することがあるかもしれないので、5年後かもしれない、7年後かもしれない、10年後かもしれないし、それは手段としてはやはり義務化するとすればマイナンバーがないと引き出せないということになってくる。

それを行う条件としては2つあると思っていまして、1つはマイナンバーカードが普及すること、もう1つはATMでマイナンバーカードが読めること、この2つが実現すれば、普段からマイナンバーカードを持ち歩けばいいわけで、ATMに入れば1枚になるので、そんなに国民の抵抗はないのかなと。そうした条件が揃えば、そのようなことも可能になってくるのであるということ的前提に、10年後の税なり、あるいは社会保障の手続というのを考えるべきだと思っています。

だいぶ余計なことを申し上げましたが、以上です。

○中里会長

ありがとうございました。

田近委員、お願いします。

○田近委員

感想ですが、私もマイナポータルに入ろうと思って、勇んでカードリーダーまで買ったのですが、今日に至るまで到達できずにいて、改良を期待します。時間がないので、お聞きしたいことは1点です。

マイナポータルを通じてe-Taxなどにリンクされるわけですね。私の質問は、そのときに例えば医療費についても生命保険料でもいいのですが、それがマイナポータルを通じて、イメージ的に言えば、コピーアンドペーストか、あるいは貼りつけるというイメージなのか、あるいはe-Taxに直接そういう情報が入って控除の申告書が自動的に作成されるのか。どちらのイメージになるのですか。

○向井内閣官房番号制度推進室長

それはやりようによってどのようにもなると思いますが、むしろ税の方でどのようなことをやりたいか。例えば、e-Taxできちんと情報を集めたいと思うのか、単に保管していて、いざとなったら分かるというのでいいのかというのは税務当局の問題だと思いますが、そのリクエストに応じてできるように開発したいと思えます。

○田近委員

では、控除の申告書も、いろいろ議論はあるのですが、自動作成するというのも制度的には可能だということですか。

○向井内閣官房番号制度推進室長

システム的には可能です。

○中里会長

土居委員、お願いします。

○土居委員

意欲的なところは私も大変勇気づけられるところで、2点あります。

まず、9ページにマイナンバーカードの情報を読み取れるスマートフォンがあるということですがけれども、逆にマイナンバーカードのICをスマートフォンで対応できるようにする。つまり、マイナンバーカードのカードを持たないで、スマートフォンを持つだけでマイナンバーカードを持っていることにするようなことを選択的にできるようにするおつもりがあるのかどうかという点がまず1点です。

もう1つは、結局のところ、公的個人認証は非常に重要な役割、機能だと思うのですが、極端に言えば、我が国から印鑑を無くすというくらいの意気込みで、このマイナンバーカードを個人認証として捉えるということにはできるのかどうかをお伺いしたいと思えます。

○向井内閣官房番号制度推進室長

まず、スマートフォンに入れるということは現在既に検討していますし、実証実験も始めています。ただ、スマートフォンになると世界中どこでも問題になるのは、iPhone対応です。

また、一つの問題としまして、スマートフォンに入れるとカードほどのセキュリティが保たれるかどうかというのはやや懸念があり、セキュリティの段階が若干落ちる可能性はあると思っていますが。いずれにしても、それを克服して、これはやるべきだと思いますし、ぜひiPhoneも含めてやり遂げたいと思っています。

それから、印鑑を無くすというのは全くそのとおりだと思っており、現在、IT室で取り組んでおります手続の見直しについては、基本的には官民だけではなく民民も含まれていまして、民民も含めて印鑑を無くしていくという方向を打ち出していきたいと思っています。

○中里会長

ありがとうございます。

宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員

こういう時代ですから、どんどんこういう技術が進んでいく中で、どう対応するかは大変重要なテーマだと思いますし、利便性を高めるというのも大きな課題だと思いますが、誰の利便性を高めるかというときに、ぜひ本人の利便性というところから目をそらさないでいただきたいと思います。

例えば、今お話に出た結婚、離婚、引越し、死亡等々、極めてプライバシーにかかわる情報であり、それを誰がどこまで利用できるかといったときに、本人の許諾という余地がどこまであるのか。DVから逃げているのに引っ越し先がすぐばれるとか、そういうようなことをしっかり防げるシステムになっているのか。

それから、情報のバーチャルな世界とリアルな現実とが対応しているのか。子育てワンストップサービスというのは大変ありがたいことだと思いますが、ワンストップで操作しても入れる保育所はないということになると、全然利便性は高まらないのです。あるいは、ここまでナンバーが振られていきますと、例えば国勢調査などは実施する必要はないのかもしれない。そうすると、そうした他の行政的なものやシステムとどう関わっていくのか。そうした周辺のことを非常に多く出てくるとと思いますので、ぜひ技術的な側面だけではなく、世の中のあり方がどうなるかという大きな哲学を持って進めていただければと思います。特にセキュリティとプライバシーの問題はぜひ。

どの情報を行政が公開するかということも、一頃、高額納税者の長者番付と、まさにプライバシーの漏洩だと思いますが、それは個人情報保護法でなくなりましたが、今はまだ、先ほどの固定資産課税と関連して言うと、例えば登記簿は誰でも見られるわけです。登記簿を見て住所が分かりましたと、公開していないのに訪ねてこられるというケースもあつたりします。そうすると、そこから辿って行って、どこまで分かってしまうのかという話も出ると思います。利便性というときに誰が利益を受けるのかということをやぜひ目をそらさずにお願いしたいと思います。

以上です。

○中里会長

向井室長、お願いします。

○向井内閣官房番号制度推進室長

おっしゃるとおりだと思います。子育てワンストップサービスとか引越しワンスト

ップというのは基本的には個人がアクションをする、そうしたシステムになっていまして、行政がアクションをするものではなく、個人が行政にアクションをするようにつくっています。

あと、DVもおっしゃるとおり、例えば、情報連携の情報のやりとりの履歴を見ると、例えば、被害者の配偶者が見てしまうという危険性もありますので、これらにつきましては市町村等に注意を促し、DVを把握している場合は必ず見られないようにしてくれというのは通知しているところです。

マイナンバーについては、そうした点についても、特に自治体の現場とよく連携をとり進めてもらいたいと思っていますし、おっしゃるとおり、本来一番利便性を持つべきは国民だと思っていますので、そういう視点でやっていきたいと思っています。

○中里会長

よろしいでしょうか。

内閣官房番号制度推進室の向井室長、手短に御報告いただきまして、ありがとうございます。

それでは、まとめに入ります。

経済社会の構造変化に対して税制がどのように対応するかという点について、従来、この場でも様々な御議論をいただきました。その中では、経済社会のICT化等を踏まえ、税務手続のICT化を着実に進め、納税者利便の向上を考えるということが必要だと。

その際に、個々の手続を電子化するだけでなく、官民を含めた多様な当事者がICTで作成したデータをデータのまま円滑にやりとりする環境の整備が社会のコスト削減の観点から重要であるとか、個人所得課税については、所得再分配機能の回復や、多様な働き方に対応した仕組み等を目指す観点から検討を進めていく必要があるといった御指摘を皆さんからこれまでいただいていたということでございます。

次回以降の総会においては、これらの観点も踏まえた議論に資するような資料を御用意いただき、さらに具体的な議論を進めていくとともに、場合によっては有識者の方からヒアリングを行う機会も設けられればいいのではないかと考えています。

また、昨年、論点整理を行いました国際課税、これは非常に重要ですが、これについても必要に応じて、その後の検討状況の御紹介や、それを踏まえた議論を行えればと思っている次第です。

今後の税制調査会の進め方については、このような方向でよろしいでしょうか、という点について、皆さんの御同意を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、次回開催につきましては、事務局から改めて御連絡を差し上げます。このあたりで本日の議事を終了したいと思います。

それから、本日の会議の内容につきましては、この後の記者会見で私の方から御紹介したいと思います。

本日はお忙しい中、本当にありがとうございました。

[閉会]